

1. 此等は、労働組合法の趣旨に背するものである。従って、労働組合法第8条第1項の規定により、労働組合の設立を認めないこととする。

2. 労働組合の設立に際しては、労働者の同意を得なければならない。また、労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

3. 労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

**大東工業争議 対策委員会**

大東工業争議対策委員会、労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

|          |
|----------|
| 4. 4. 11 |
| 425      |



社 務 大 臣 登 月 主 介 齋  
 會 長 官 齋  
 東 京 地 方 裁 判 一 所 檢 事 正 殿

**大東工業株式会社労働争議ニ関スル件**

(1) 労働組合法第8条第1項の規定により、労働組合の設立を認めないこととする。

(2) 労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

(3) 労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。

労働組合の設立に際しては、労働者の利益を保護するために必要な措置を講ずなければならない。